

郡山市立学校条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年9月28日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第40号
郡山市立学校条例等の一部を改正する条例
(郡山市立学校条例の一部改正)

第1条 郡山市立学校条例(昭和40年郡山市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																		
別表(第2条関係) 小学校	別表(第2条関係) 小学校																		
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	名称	位置	(略)		<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>郡山市立熱海小学校石筵分校</td><td>郡山市熱海町石筵字原田311番地の1</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>郡山市立御館小学校</td><td>郡山市中田町中津川字町田前278番地</td></tr><tr><td>郡山市立宮城小学校</td><td>郡山市中田町高倉字宮ノ脇218番地の1</td></tr><tr><td>郡山市立海老根小学校</td><td>郡山市中田町海老根字櫛山150番地</td></tr></table>	名称	位置	(略)		郡山市立熱海小学校石筵分校	郡山市熱海町石筵字原田311番地の1	(略)		郡山市立御館小学校	郡山市中田町中津川字町田前278番地	郡山市立宮城小学校	郡山市中田町高倉字宮ノ脇218番地の1	郡山市立海老根小学校	郡山市中田町海老根字櫛山150番地
名称	位置																		
(略)																			
名称	位置																		
(略)																			
郡山市立熱海小学校石筵分校	郡山市熱海町石筵字原田311番地の1																		
(略)																			
郡山市立御館小学校	郡山市中田町中津川字町田前278番地																		
郡山市立宮城小学校	郡山市中田町高倉字宮ノ脇218番地の1																		
郡山市立海老根小学校	郡山市中田町海老根字櫛山150番地																		
中学校	中学校																		
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	名称	位置	(略)		<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>郡山市立御館中学校</td><td>郡山市中田町中津川字町田前388番地</td></tr><tr><td>郡山市立宮城中学校</td><td>郡山市中田町高倉字古御館178番地の1</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	名称	位置	(略)		郡山市立御館中学校	郡山市中田町中津川字町田前388番地	郡山市立宮城中学校	郡山市中田町高倉字古御館178番地の1	(略)					
名称	位置																		
(略)																			
名称	位置																		
(略)																			
郡山市立御館中学校	郡山市中田町中津川字町田前388番地																		
郡山市立宮城中学校	郡山市中田町高倉字古御館178番地の1																		
(略)																			

(郡山市学校給食共同調理場条例の一部改正)
第2条 郡山市学校給食共同調理場条例(昭和41年郡山市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(名称及び位置)	(名称及び位置)

第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	

第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	
郡山市立宮城小学校共同調理場	郡山市中田町高倉字宮ノ脇218番地の1
(略)	
郡山市立御館小学校共同調理場	郡山市中田町中津川字町田前278番地

(郡山市放課後児童クラブ条例の一部改正)

第3条 郡山市放課後児童クラブ条例（令和4年郡山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前														
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）														
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	名称	位置	(略)		<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>御館小児童クラブ</td><td>郡山市中田町中津川字町田前278番地</td></tr><tr><td>宮城小児童クラブ</td><td>郡山市中田町高倉字宮ノ脇218番地の1</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	名称	位置	(略)		御館小児童クラブ	郡山市中田町中津川字町田前278番地	宮城小児童クラブ	郡山市中田町高倉字宮ノ脇218番地の1	(略)	
名称	位置														
(略)															
名称	位置														
(略)															
御館小児童クラブ	郡山市中田町中津川字町田前278番地														
宮城小児童クラブ	郡山市中田町高倉字宮ノ脇218番地の1														
(略)															

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。